

フランスの欧州契約法の諸原則と日本法

角 田 光 隆

目次

1. はじめに
2. 欧州契約法原則の観点から見た欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループの一般契約法のルールとアンリ・カピタン協会及び比較法協会の改定案
3. 日本法との比較から見た欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループの一般契約法のルールとアンリ・カピタン協会及び比較法協会の改定案
4. むすび

1. はじめに

2007年12月に欧州私法共同ネットワークは、欧州委員会にヨーロッパ私法に関する共通の参照枠組み草案（以下、CFR 草案と言う）を提出した。この CFR 草案は保険契約法のルールも含むが、主として欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループが提出した私法のルールとアンリ・カピタン協会及び比較法協会が提出した契約法のルールから成っている。

欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループが提出した私法のルール（以下、CFR 草案 1 と言う）は、欧州契約法原則（以下、PECL と言う）を継承しつつ改訂した一般契約法のルール及び特別契約法から成る契約法のルールと、事務管理・不当利得・不法行為から成る契約外責任法のルールを構成要素としている。これらの中で、一般契約法のルールは、日本法との比較の観点からすでに論じた。⁽¹⁾

アンリ・カピタン協会及び比較法協会が提出した契約法のルール（以下、CFR 草案 2 と言う）は一般契約法に関するルールで、その基本構造は国際商事契約原則及び PECL と同様である。しかし、PECL を改訂している。

本稿はまず PECL と CFR 草案 1 の一般契約法のルールおよび CFR 草案 2 における PECL の改定案の対応関係に言及しながら PECL の改訂状況を考察する。次に、CFR 草案 1 の一般契約法のルールを斟酌しつつ、CFR 草案 2 の PECL 改定案と日本法の条文上の比較を行うことにする。

2. 欧州契約法原則の観点から見た欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループの一般契約法のルールとアンリ・カピタン協会及び比較法協会の改定案

PECL を基点として欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループが共同で提出した CFR 草案 1 の一般契約法のルール⁽²⁾とアンリ・カピタン協会及び比較法協会が提出した CFR 草案 2⁽³⁾の条文の対応関係に言及する。この対応関係は、CFR 草案 2 が扱っている範囲内で、主として PECL に対応する CFR 草案 1 の諸規定がある場合に、これらに対応した CFR 草案 2 の諸規定の有無や改訂状況の観点から論ずることとする。その際に、PECL が CFR 草案 1 で修正されたのか否かについて言及しない。また、CFR 草案 2 の新設の規定を追加的に指摘しておくことにする。

契約前の交渉に関連して当事者に課される義務について、CFR 草案 1 の

(1) 拙稿「ヨーロッパ私法の諸原則と日本法—第 1 巻乃至第 3 巻」信州大学大学院法曹法務研究科『信州大学法学論集第 11 号』2008 年、43 頁以下。

(2) Study Group on a European Civil Code/Research Group on EC Private Law (Acquis Group), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR) Interim Outline Edition, sellier, European law publishers, 2008, p.101ff.

(3) Association Henri Capitant des Amis de la Culture Juridique Française/Société de Législation Comparée, European Contract Law, Materials for a Common Frame of Reference: Terminology, Guiding Principles, Model Rules, 2008, p.3ff and p.571ff. CFR 草案 1 と CFR 草案 2 の言語上の対応関係を考慮して、英語版を利用する。

第2巻第3：301条第1項第3項第4項は、PECL第2：301条第1項第2項第3項に対応する。CFR草案1の第2巻第3：301条第2項は、PECL第1：201条第1項に対応している。CFR草案2の第2：101条は、PECL第2：301条を継承しつつ改訂している。

CFR草案1の第2巻第3：302条第1項はPECL第2：302条第1文に対応し、CFR草案1の第2巻第3：302条第4項はPECL第2：302条第2文に対応している。しかし、CFR草案1の第2巻第3：302条第2項と第3項は新たな諸規定で、守秘義務の対象となる情報の定義と差止請求権を規定している。CFR草案2の第2：103条は、PECL第2：302条に対応している。

CFR草案2の第2：102条は、両当事者に課される契約前の情報提供義務に関する規定である。この規定は、PECLとの関連では新たな修正条項である。しかし、CFR草案1には、第2巻第3：101条以下で詳しい情報提供義務が規定されている。

契約の成立要件に関して、CFR草案1の第2巻第4：101条は、PECL第2：101条第1項に対応する。CFR草案1の第2巻第1：107条第1項は、PECL第2：101条第2項に由来する。しかし、CFR草案1の第2巻第1：107条第2項は、方式に関する特別な準則を新たに規定している。CFR草案2の第2：201条は、PECL第2：101条に部分的修正を行っている。

CFR草案1の第2巻第4：102条は、PECL第2：102条に対応する。CFR草案2の第2：202条は、PECL第2：102条に修正を加えている。CFR草案1の第2巻第4：103条は、PECL第2：103条に対応する。CFR草案2の第2：203条は、PECL第2：103条を修正している。

CFR草案1の第2巻4：104条は、PECL第2：105条に対応している。CFR草案2の第2：205条は、PECL第2：105条に修正を行っている。CFR草案1の第2巻4：105条は、PECL第2：106条に対応する。CFR草案2の第2：206条も同様にPECL第2：106条に対応している。

CFR草案1の第2巻第9：103条第1項と第3項b号は、PECL第2：104条第1項と第2項に対応する。しかし、CFR草案1の第2巻第9：103

条第2項と第3項a号は、個別的に交渉されなかった契約条項が電子手段を介して提示された場合と個別的に交渉されなかった契約条項の定義を新たに定めている。CFR 草案2の第2：204条は、PECL 第2：104条に対応している。

CFR 草案1の第2巻第1：103条第2項は、PECL 第2：107条に由来する。CFR 草案1の第2巻第1：103条第1項と第3項は、有効な契約の拘束性や権利・義務の変更・消滅の可能性を新たに規定している。CFR 草案2の第2：207条は、PECL 第2：107条を修正している。

契約の申込と承諾に関して、CFR 草案2の第2：301条は新たな規定で、PECL に存在しない。CFR 草案1の第2巻第4：201条は、PECL 第2：201条に対応する。CFR 草案2の第2：302条は、PECL 第2：201条に修正を加えている。CFR 草案1の第2巻第4：202条は、PECL 第2：202条に対応する。CFR 草案2の第2：303条は、PECL 第2：202条を修正している。

CFR 草案1の第2巻第4：203条は、PECL 第2：203条に対応する。CFR 草案2の第2：304条は、PECL 第2：203条に修正を行っている。CFR 草案1の第2巻第4：204条は、PECL 第2：204条に対応する。CFR 草案2の第2：305条は、PECL 第2：204条に修正を行っている。CFR 草案1の第2巻第4：205条は、PECL 第2：205条に対応している。CFR 草案2の第2：306条も同様である。

CFR 草案1の第2巻第4：206条は、PECL 第2：206条に対応する。CFR 草案2の第2：307条も同様に、PECL 第2：206条に対応している。CFR 草案1の第2巻第4：207条は、PECL 第2：207条に対応する。CFR 草案2の第2：308条は、PECL 第2：207条を修正している。

CFR 草案1の第2巻4：208条は、PECL 第2：208条に対応する。CFR 草案2の第2：309条は、PECL 第2：208条を修正している。CFR 草案1の第2巻第4：209条は、PECL 第2：209条第1項と第2項に対応する。CFR 草案1の第1巻第1：103条第1項はPECL 第1：301条第1項第2項

第4項、第1：302条、第2：209条第3項に由来する。CFR草案2の第2：311条は、PECL第2：209条に修正を加えている。

CFR草案1の第2巻第4：210条は、PECL第2：210条に対応する。CFR草案2の第2：310条も同様である。CFR草案1の第2巻第4：211条は、PECL第2：211条に対応している。CFR草案2の第2：312条も同様である。

代理権に関して、CFR草案1の第2巻第6：101条第1項と第3項は、PECL第3：101条第1項と第3項に対応する。CFR草案1の第2巻第6：101条第2項はPECLにない無権代理に関する新たな規定である。PECL第3：101条第2項は、CFR草案1になく削除されている。CFR草案2の第3：101条は、PECL第3：101条を修正している。

PECL第3：102条の表示の種類に関する規定は、CFR草案1に相当する規定を持たない。しかし、CFR草案2の第3：102条は当該規定をそのまま維持している。

CFR草案1の第2巻第6：103条第2項と第3項は、PECL第3：201条第1項と第3項に対応している。CFR草案1の第2巻第6：103条第1項は、新たに代理権授与行為を定めている。CFR草案2の第3：201条もPECL第3：201条を修正している。

CFR草案1の第2巻第6：104条第2項と第3項は、PECL第3：201条第2項とPECL第3：206条に対応している。CFR草案1の第2巻第6：104条第1項は、新たに代理権の範囲の決定方法を規定している。CFR草案2の第3：208条は、PECL第3：206条を修正している。

CFR草案1の第2巻第6：105条は、PECL第3：202条に対応している。CFR草案2の第3：202条は、PECL第3：202条を修正している。CFR草案1の第2巻第6：106条は、PECL第3：301条に対応する。CFR草案2は間接代理の個所でPECL第3：301条に言及していない。

CFR草案1の第2巻第6：107条は、PECL第3：204条に対応する。CFR草案2の第3：203条は、PECL第3：204条を修正している。CFR草

案 1 の第 2 卷第 6 : 108 条は、PECL 第 3 : 203 条に対応する。CFR 草案 2 の第 3 : 205 条は、PECL 第 3 : 203 条を継承している。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 109 条は、PECL 第 3 : 205 条に対応している。CFR 草案 2 の第 3 : 206 条は、PECL 第 3 : 205 条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 110 条は PECL になく、複数の代理人がいる場合の代理権の行使の仕方を定めている。この規定と同じ趣旨のものは、新たな追加規定である CFR 草案 2 の第 3 : 207 条である。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 111 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 3 : 207 条第 1 項と第 2 項に対応している。CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 111 条第 3 項は、新たに第 3 者による本人の追認期間の指定を定める。CFR 草案 2 の第 3 : 209 条は、PECL 第 3 : 207 条を修正している。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 112 条第 1 項と第 3 項と第 4 項は、PECL 第 3 : 209 条第 1 項と第 2 項と第 3 項に対応している。CFR 草案 1 の第 2 卷第 6 : 112 条第 2 項は、PECL にない代理権の消滅または制限後の代理権の存続について規定している。CFR 草案 2 の第 3 : 211 条は、PECL 第 3 : 209 条を修正している。

代理権の確認に関する第 3 者の権利についての PECL 第 3 : 208 条は、CFR 草案 1 に規定されていない。しかし、CFR 草案 2 の第 3 : 210 条は、PECL 第 3 : 208 条を修正している。

その他に、CFR 草案 2 の第 3 : 204 条と第 3 : 212 条は、新たな追加規定である。間接代理に関する PECL 第 3 : 302 条、第 3 : 303 条、第 3 : 304 条は、CFR 草案 1 に規定されていない。しかし、CFR 草案 2 の第 3 : 301 条は、PECL 第 3 : 302 条に関する新たな規定である。

有効性に関して、CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 101 条第 2 項は PECL 第 4 : 101 条に対応しているが、CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 101 条第 1 項と第 3 項は、新たに無効原因を定めた本章の適用範囲を定めている。CFR 草案 2 の第 4 : 101 条は、PECL 第 4 : 101 条を修正している。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 102 条は、PECL 第 4 : 102 条に対応する。

CFR 草案2の第4:102条は、PECL 第4:102条を修正している。CFR 草案1の第2巻第7:201条は、PECL 第4:103条に対応する。CFR 草案2の第4:202条は、PECL 第4:103条を修正している。

CFR 草案1の第2巻第7:202条は、PECL 第4:104条に対応する。CFR 草案2の第4:203条は、PECL 第4:104条を修正している。CFR 草案1の第2巻第7:203条は、PECL 第4:105条に対応する。CFR 草案2の第4:204条は、PECL 第4:105条を修正している。CFR 草案1の第2巻第7:204条は、PECL 第4:106条に対応する。CFR 草案2には、有効性の個所に当該規定が存在しない。

CFR 草案1の第2巻第7:205条は、PECL 第4:107条に対応する。CFR 草案2の第4:205条は、PECL 第4:107条を修正している。CFR 草案1の第2巻第7:206条は、PECL 第4:108条に対応する。CFR 草案2の第4:206条は、PECL 第4:108条を修正している。CFR 草案1の第2巻第7:207条は、PECL 第4:109条に対応する。CFR 草案2の第4:207条は、PECL 第4:109条に修正を加えている。

CFR 草案1の第2巻第9:404条、第9:405条、第9:406条は、PECL 第4:110条第1項に対応している。CFR 草案1の第2巻第9:407条第2項は、PECL 第4:110条第2項に対応している。しかし、CFR 草案1の第2巻第9:407条第1項は、新たに不公正審査に服さない契約条項について規定している。CFR 草案1の第2巻第9:408条第1項は、PECL 第4:110条第1項に対応している。しかし、CFR 草案1の第2巻第9:408条第2項は、新たに第2巻第9:404条との関連で不公平審査における判断要素を定めている。CFR 草案1の第2巻第9:409条は、PECL 第4:110条第1項に対応している。しかし、CFR 草案1の第2巻第9:410条と第9:411条は、消費者と事業者の間における排他的な裁判管轄条項の不当な場合と不公平と判断される契約条項の具体例を定めている。CFR 草案1の第2巻第9:401条、第9:402条、第9:403条も新たな諸規定である。

PECL 第4:110条に関して、以上のような詳しいCFR 草案1の諸規定

がある。CFR 草案 2 も第 4 : 208条で PECL 第 4 : 110条に修正を行っている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 208条は、PECL 第 4 : 111条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 209条は、PECL 第 4 : 111条に修正を加えている。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 209条は、PECL 第 4 : 112条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 401条は、PECL 第 4 : 112条に大幅な修正を行っている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 210条は、PECL 第 4 : 113条第 1 項に対応する。しかし、PECL 第 4 : 113条第 2 項は、CFR 草案 1 にない。CFR 草案 2 の第 4 : 405条は、PECL 第 4 : 113条に大きな修正を加えている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 211条は、PECL 第 4 : 114条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 407条は、PECL 第 4 : 114条に大きな修正を行っている。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 212条第 2 項は PECL 第 4 : 115条に由来するが、第 1 項と第 3 項は新たな規定である。CFR 草案 2 の第 4 : 503条は、PECL 第 4 : 115条に大幅な修正を加えている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 213条は、PECL 第 4 : 116条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 201条は、PECL 第 4 : 116条に修正を行っている。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 214条は、PECL 第 4 : 117条に対応している。CFR 草案 2 の第 4 : 506条及び第 4 : 507条は、PECL 第 4 : 117条に大きな修正を行っている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 215条は、PECL 第 4 : 118条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 409条は、PECL 第 4 : 118条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 216条は、PECL 第 4 : 119条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 410条は、PECL 第 4 : 119条に修正を行っている。

CFR 草案 2 は、このような有効性に関する諸規定の中に PECL における違法についての第 15章を含めている。CFR 草案 1 は、第 15章を第 2 卷第 7 : 216条の後に規定している。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 301条は、PECL 第 15 : 101条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 301条は、PECL 第 15 : 101条を修正している。CFR 草

案 1 の第 2 卷第 7 : 302 条は、PECL 第 15 : 102 条に対応している。CFR 草案 2 の第 4 : 303 条及び第 4 : 304 条は、PECL 第 15 : 102 条を 2 ヶ条に分けて修正を行っている。PECL 第 15 : 103 条は、CFR 草案 1 に規定されていない。しかし、CFR 草案 2 は、第 4 : 306 条において PECL 第 15 : 103 条を継受しつつ修正を行っている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 303 条は、PECL 第 15 : 104 条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 503 条は、PECL 第 15 : 104 条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 304 条は、PECL 第 15 : 105 条に対応する。CFR 草案 2 の第 4 : 506 条は、PECL 第 15 : 105 条を修正している。CFR 草案 2 の第 4 : 505 条は、CFR 草案 1 の第 6 : 211 条に対応している規定である。

その他の CFR 草案 2 の諸規定は、たとえば、第 4 : 302 条、第 4 : 305 条、第 4 : 307 条、第 4 : 308 条、第 4 : 309 条、第 4 : 402 条、第 4 : 403 条、第 4 : 404 条、第 4 : 406 条、第 4 : 408 条、第 4 : 411 条、第 4 : 412 条、第 4 : 501 条、第 4 : 502 条、第 4 : 504 条は、新たな諸規定である。これらの条文を見るだけでも、CFR 草案 2 の独自性がよく出ていることが分かる。

解釈に関して、CFR 草案 1 の第 2 卷第 8 : 101 条は、PECL 第 5 : 101 条に対応する。CFR 草案 2 の第 5 : 101 条は、PECL 第 5 : 101 条第 1 項と第 3 項に対応している。しかし、CFR 草案 2 の第 5 : 102 条は、PECL 第 5 : 101 条第 2 項を修正している。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 8 : 102 条第 1 項は、PECL 第 5 : 102 条に対応している。しかし、CFR 草案 1 の第 2 卷第 8 : 102 条第 2 項は、契約当事者以外の者などが関与した場合における契約の解釈の方法を新たに規定している。CFR 草案 2 の第 5 : 104 条は、PECL 第 5 : 102 条を継承しつつ修正を加えている。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 8 : 103 条は、PECL 第 5 : 103 条に対応する。CFR 草案 2 の第 5 : 105 条は、PECL 第 5 : 103 条に修正を行っている。CFR 草案 1 の第 2 卷第 8 : 104 条は、PECL 第 5 : 104 条に対応している。CFR 草案 2 の第 5 : 106 条も同様である。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 105 条は、PECL 第 5 : 105 条に対応する。CFR 草案 2 の第 5 : 107 条は、PECL 第 5 : 105 条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 106 条は、PECL 第 5 : 106 条に対応している。CFR 草案 2 の第 5 : 108 条も同様である。また、CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 107 条は、PECL 第 5 : 107 条に対応する。CFR 草案 2 の第 5 : 109 条も同様である。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 201 条は、PECL にない契約以外の一方的な法律行為の解釈の一般ルールを規定している。この規定に相当するものが、新たな追加規定である CFR 草案 2 の第 5 : 103 条である。CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 202 条は、第 8 : 101 条乃至第 8 : 107 条に関する第 1 節の諸規定の類推適用を定めている。

内容と効果については、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 102 条第 1 項と第 2 項は、PECL 第 6 : 101 条第 1 項と第 2 項に対応している。CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 102 条第 3 項および第 4 項は、PECL 第 6 : 101 条第 3 項に対応している。しかし、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 102 条第 5 項は新たな規定である。CFR 草案 2 の第 6 : 102 条は、PECL 第 6 : 101 条に修正を加えている。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 101 条第 2 項は、PECL 第 6 : 102 条に対応している。しかし、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 101 条第 1 項、第 3 項、第 4 項は、PECL にない契約条項を導き出す根拠や第 2 項の補足規定を定めている。CFR 草案 2 の第 6 : 102 条は、PECL 第 6 : 102 条の修正を行っている。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 201 条第 1 項は、PECL 第 6 : 103 条に対応する。しかし、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 201 条第 2 項は、契約当事者でない者などに対する虚偽表示の効力を新たに定めている。CFR 草案 2 の第 7 : 108 条は、PECL 第 6 : 103 条に修正を加えている。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 104 条は、PECL 第 6 : 104 条に対応している。CFR 草案 2 の第 6 : 106 条は、PECL 第 6 : 104 条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 105 条は、PECL 第 6 : 105 条に対応する。CFR 草案 2 の第 6 : 107 条は、PECL 第 6 : 105 条に修正を行っている。

CFR 草案1の第2巻第9：106条は、PECL 第6：106条に対応している。CFR 草案2の第6：108条は、PECL 第6：106条を修正している。CFR 草案1の第2巻第9：107条は、PECL 第6：107条に対応する。CFR 草案2の第6：109条も同様である。CFR 草案1の第2巻第9：108条は、PECL 第6：108条に対応している。CFR 草案2の第6：104条は、PECL 第6：108条に修正を行っている。

CFR 草案1の第3巻第1：109条第2項は、PECL 第6：109条に対応している。しかし、第3巻第1：109条第1項と第3項は、一方当事者からの通知による権利および義務などの変更または解除と解除の効果を新たに定めている。CFR 草案2の第7：103条は、PECL 第6：109条に修正を行っている。

CFR 草案1の第2巻第9：301条第1項は、PECL 第6：110条第1項に対応する。しかし、CFR 草案1の第2巻第9：301条第2項と第3項は、第3者のためにする契約における第3者の権利または利益の性質と内容の決定方法などを新たに規定している。CFR 草案1の第2巻第9：303条は、PECL 第6：110条第2項と第3項に対応している。CFR 草案1の第2巻第9：302条は、第3者のためにする契約における第3者の権利などを新たに定めている。CFR 草案2の第7：107条は、PECL 第6：110条を修正している。

CFR 草案1の第3巻第1：110条は、PECL 第6：111条に対応する規定である。CFR 草案2の第7：101条は、PECL 第6：111条を修正している。

その他のCFR 草案2の諸規定、たとえば、第6：101条、第6：103条、第6：105条、第6：110条、第7：102条、第7：104条、第7：105条、第7：106条は、新たに追加された諸規定である。前述した有効性の場合と同様に、この場合もCFR 草案2はPECLの不備を補充している。

履行に関して、CFR 草案1の第3巻第2：101条第1項はPECL 第7：101条第1項に対応し、CFR 草案1の第3巻第2：101条第2項は、PECL 第7：101条第2項と第3項に対応する。CFR 草案1の第3巻第2：101条

第3項は、PECL にない営業所等の変更に伴う増加した履行費用の負担者を定めている。CFR 草案2 の第8：401条は、PECL 第7：101条を修正している。

CFR 草案1 の第3巻第2：102条は、PECL 第7：102条に対応している。CFR 草案2 の第8：107条は、PECL 第7：102条に修正を加えている。CFR 草案1 の第3巻第2：103条は、PECL 第7：103条に対応する。CFR 草案2 の第8：207条は、PECL 第7：103条を修正している。CFR 草案1 の第3巻第2：104条は、PECL 第7：104条に対応している。CFR 草案2 の第8：402条は、PECL 第7：104条に修正を行っている。CFR 草案1 の第3巻第2：105条は、PECL 第7：105条に対応する。CFR 草案2 の第8：403条は、PECL 第7：105条を修正している。

CFR 草案1 の第3巻第2：106条は、PECL 第8：107条に対応している。この債務者によって他人に委任された履行の規定は、CFR 草案1 では、履行の個所に規定されているが、PECL では、不履行および救済手段一般の中に規定されている。しかし、CFR 草案2 においては、履行や不履行および救済手段一般のどちらの諸規定にも、その規定が定められていない。

CFR 草案1 の第3巻第2：107条第1項と第2項は、PECL 第7：106条第1項と第2項に対応している。しかし、CFR 草案1 の第3巻第2：107条第3項は、PECL にない第3者による債務の履行に伴う債務者の免責と債権者の債務者に対する責任を定めている。CFR 草案2 の第8：404条は、PECL 第7：106条を修正している。

CFR 草案1 の第3巻第2：108条は、PECL 第7：107条に対応している。CFR 草案2 の第8：405条は、PECL 第7：107条に修正を加えている。CFR 草案1 の第3巻第2：109条第1項、第2項、第3項は、PECL 第7：108条第1項、第2項、第3項に対応している。CFR 草案2 の第8：406条は、PECL 第7：108条を修正し簡略化させている。CFR 草案1 の第3巻第2：109条第4項は、特定通貨で表示されていない場合の支払通貨の決定方法を新たに定めている。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 110 条は、PECL 第 7 : 109 条に対応する。CFR 草案 2 の第 8 : 407 条は、PECL 第 7 : 109 条を修正している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 111 条は、PECL 第 7 : 110 条に対応している。CFR 草案 2 の第 8 : 408 条は、PECL 第 7 : 110 条に修正を加えている。CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 112 条第 1 項は、PECL 第 7 : 111 条に対応する。CFR 草案 2 の第 8 : 408 条は、PECL 第 7 : 111 条も受け入れながら修正を行っている。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 112 条第 2 項は、第 3 者が行った金銭の支払いに第 1 項を準用することを規定する。この規定は、PECL にない。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 113 条第 1 項は、PECL 第 7 : 112 条に対応する。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 113 条第 2 項は、PECL にない金銭債務の場合の特則を定める。CFR 草案 2 の第 8 : 409 条は、PECL 第 7 : 112 条を継承している。

CFR 草案 2 は、PECL の第 16 章も含めている。したがって、PECL の第 16 章に関連する CFR 草案 1 と CFR 草案 2 に言及しておくことにする。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 1 : 106 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項は、PECL 第 16 : 101 条、第 16 : 103 条第 1 項、第 16 : 103 条第 2 項、第 16 : 102 条に対応している。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 1 : 106 条第 5 項は、解除条件の成就による法律効果を追加規定している。CFR 草案 2 の第 8 : 101 条は、PECL 第 16 : 101 条を修正している。CFR 草案 2 の第 8 : 203 条は、PECL 第 16 : 102 条に修正を加えている。CFR 草案 2 の第 8 : 301 条は、PECL 第 16 : 103 条第 1 項を修正している。PECL 第 16 : 103 条第 2 項に相当する規定は、CFR 草案 2 の第 8 : 302 条の追加規定の中に含まれている。

CFR 草案 2 における新たな追加規定は、第 8 : 102 条、第 8 : 103 条、第 8 : 104 条、第 8 : 105 条の条件に関する諸規定、第 8 : 106 条、第 8 : 108 条、第 8 : 109 条の特定の期間についての諸規定、第 8 : 201 条、第 8 : 202 条、第 8 : 204 条の両当事者が行うべきことと債務者ができないことに関する諸規定、第 8 : 205 条および第 8 : 206 条の債権者の権限に関する諸規定、第

8：208条の期限前の履行に関する規定，第8：302条，第8：303条，第8：304条，第8：305条の停止条件付き債務に関する諸規定である。

不履行および救済手段一般に関して，CFR 草案1の第3巻第3：101条は，PECL 第8：101条に対応する。CFR 草案2の第9：101条は，PECL 第8：101条を修正している。CFR 草案1の第3：102条は，PECL 第8：102条に対応している。CFR 草案2の第9：102条は，PECL 第8：102条を継承している。

CFR 草案1の第3巻第3：502条第1項と第2項は，PECL 第9：301条第1項と第8：103条に相当する。PECL 第9：301条第2項は，CFR 草案1に継受されていない。CFR 草案2の第9：103条は，PECL 第8：103条を継承している。

CFR 草案1の第3巻第3：202条と第3：203条は，PECL 第8：104条に相当する。CFR 草案2の第9：104条は，PECL 第8：104条を修正している。

CFR 草案1の第3巻第3：401条第1項は，PECL 第9：201条第1項第1文に相当する。CFR 草案1の第3巻第3：401条第2項は，PECL 第8：105条第1項と第9：201条第2項に相当する。CFR 草案1の第3巻第3：401条第4項は，PECL 第9：201条第1項第2文に相当する。しかし，CFR 草案1の第3巻第3：401条第3項は，履行を差し控えた債権者の通知義務と損害賠償責任を新たに規定している。このようにPECL 第8：105条第1項は，PECL 第9：201条の給付を保留する権利との関連で規定されている。しかし，CFR 草案2の第9：105条は，給付を保留する権利との関連で定められておらず，PECL 第8：105条自体を修正している。CFR 草案1の第3巻第505条は，PECL 第8：105条第2項に相当する。

CFR 草案1の第3巻第3：103条第1項，第2項，第3項は，PECL 第8：106条第1項，第2項第1文，第2項第2文に対応している。CFR 草案2の第9：106条は，PECL 第8：106条を修正している。CFR 草案1の第3巻第3：503条は，PECL 第8：106条第3項に相当する。CFR 草案1の

第3巻第3：507条第1項と第2項は、PECL第9：303条第1項と第8：106条第3項に相当する。CFR草案1では、不履行の救済手段の一般規定と契約の解除の諸規定の両者の中で履行のための追加期間が定められている。

CFR草案1の第3巻第3：104条第1項、第3項、第4項、第5項は、PECL第8：108条第1項、第8：108条第2項、第9：303条第4項、第8：108条第3項に対応している。しかし、CFR草案1の第3巻第3：104条第2項は、契約等により債務が発生した場合における債務者の免責が認められない条件を新たに定めている。CFR草案2の第9：107条は、PECL第8：108条に修正を行っている。

CFR草案1の第3巻第3：105条は、PECL第8：109条に相当する。CFR草案2の第9：109条は、PECL第8：109条を修正している。

CFR草案2の第9：108条は、新たな追加規定である。

債務不履行の個別的な救済手段について、CFR草案1の第3巻第3：301条は、PECL第9：101条に相当する。CFR草案2の第10：101条は、PECL第9：101条を継承している。CFR草案1の第3巻第3：302条は、PECL第9：102条に相当する。CFR草案2の第10：102条は、PECL第9：102条を修正している。CFR草案1の第3巻第3：303条は、PECL第9：103条に相当する。CFR草案2の第10：103条は、PECL第9：103条を継承している。

CFR草案1の第3巻第3：401条第1項は、PECL第9：201条第1項第1文に相当する。CFR草案1の第3巻第3：401条第2項は、PECL第8：105条第1項と第9：201条第2項に相当する。CFR草案1の第3巻第3：401条第4項は、PECL第9：201条第1項第2文に相当する。しかし、CFR草案1の第3巻第3：401条第3項は、履行を差し控えた債権者の通知義務と損害賠償責任を新たに規定している。しかし、CFR草案2の第10：201条は、PECL第9：201条を継承している。

CFR草案1の第3巻第3：502条第1項と第2項は、PECL第9：301条第1項と第8：103条に相当する。PECL第9：301条第2項は、CFR草案

1に継受されていない。CFR 草案2の第10:301条は、PECL 第9:301条を修正している。

CFR 草案1の第3巻第3:504条は、PECL 第9:304条に相当する。CFR 草案2の第10:308条は、PECL 第9:304条を修正している。CFR 草案1の第3巻第3:506条は、PECL 第9:302条に相当する。CFR 草案2の第10:302条は、PECL 第9:302条を修正している。

CFR 草案1の第3巻第3:507条第1項と第2項は、PECL 第9:303条第1項と第8:106条第3項に相当する。CFR 草案1の第3巻第3:508条は、PECL 第9:303条第2項と第9:303条第3項に相当する。CFR 草案1の第3巻第3:104条第4項は、PECL 第9:303条第4項に相当する。CFR 草案1では、PECL 第9:303条が分離されて規定されている。しかし、CFR 草案2の第10:303条は、PECL 第9:303条を分離せずに修正している。

CFR 草案1の第3巻第3:509条は、PECL 第9:305条に相当する。CFR 草案2の第10:310条は、PECL 第9:305条を修正している。CFR 草案1の第3巻第3:510条は、PECL 第9:306条に相当する。CFR 草案2には、PECL 第9:306条に相当するものがこの個所がない。CFR 草案1の第3巻第3:511条は、PECL 第9:307条、第9:308条、第9:309条に相当する。CFR 草案2には、PECL 第9:307条、第9:308条、第9:309条に相当するものがこの個所がない。

CFR 草案1の第3巻第3:601条は、PECL 第9:401条に相当する。CFR 草案2の第10:401条は、PECL 第9:401条を継承している。CFR 草案1の第3巻第3:701条は、PECL 第9:501条に相当する。CFR 草案2の第10:501条は、PECL 第9:501条を継承している。CFR 草案1の第3巻第3:702条は、PECL 第9:502条に相当する。CFR 草案2の第10:502条は、PECL 第9:502条を継承している。

CFR 草案1の第3巻第3:703条は、PECL 第9:503条に相当する。CFR 草案2の第10:503条は、PECL 第9:503条を継承している。CFR 草

案1の第3巻第3：704条は、PECL第9：504条に相当する。CFR草案2の第10：504条は、PECL第9：504条を継承している。CFR草案1の第3巻第3：705条は、PECL第9：505条に相当する。CFR草案2の第10：505条は、PECL第9：505条を継承している。

CFR草案1の第3巻第3：706条は、PECL第9：506条に相当する。CFR草案2の第10：506条は、PECL第9：506条に修正を加えている。CFR草案1の第3巻第3：707条は、PECL第9：507条に相当する。CFR草案2の第10：507条は、PECL第9：507条を修正している。CFR草案1の第3巻第3：708条は、PECL第9：508条に相当する。CFR草案2の第10：508条は、PECL第9：508条を修正している。CFR草案1の第3巻第3：709条は、PECL第17：101条に相当する。CFR草案1の第3巻第3：710条は、PECL第9：509条に相当する。CFR草案2の第10：509条は、PECL第9：509条を修正している。CFR草案1の第3巻第3：711条は、PECL第9：510条に相当する。CFR草案2の第10：510条は、PECL第9：510条を修正している。

CFR草案2における新たな追加規定は、第10：304条、第10：305条、第10：306条、第10：307条、第10：309条、第10：311条、第10：312条、第10：313条、第10：314条、第10：315条である。

多数当事者関係に関するPECLの第10章は、CFR草案2に規定されていない。しかし、第11章と第12章はCFR草案2に規定されている。したがって、この範囲内で比較対照を行う。

CFR草案1の第3巻第5：101条第1項と第2項は、PECL第11：101条第1項および第2項とPECL第11：101条第3項に相当する。CFR草案1の第3巻第5：102条は、PECLにない権利の譲渡に関する定義規定である。CFR草案1の第3巻第5：103条第1項は、PECL第11：101条第4項に相当する。PECL第11：101条第5項はCFR草案1に継受されておらず、CFR草案1の第3巻第5：103条第2項が代わりとなりうる規定である。CFR草案2の第11：101条は、PECL第11：101条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 105 条第 1 項は、PECL 第 11 : 102 条第 1 項に相当する。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 105 条第 2 項は、PECL がない本体の権利に付随する個別的な履行請求権の譲渡の条件を規定している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 106 条第 1 項は、PECL 第 11 : 102 条第 2 項に相当する。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 106 条第 2 項は、PECL がない将来債権を譲渡できる条件を定めている。CFR 草案 2 の第 11 : 102 条は、PECL 第 11 : 102 条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 107 条は、PECL 第 11 : 103 条に相当する。CFR 草案 2 の第 11 : 103 条は、PECL 第 11 : 103 条を継承している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 110 条は、PECL 第 11 : 104 条に相当する。CFR 草案 2 の第 11 : 104 条は、PECL 第 11 : 104 条を継承している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 115 条は、PECL 第 11 : 201 条に相当する。CFR 草案 2 の第 11 : 105 条は、PECL 第 11 : 201 条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 114 条第 1 項、第 2 項、第 3 項は、PECL 第 11 : 202 条第 1 項、第 2 項、第 11 : 401 条第 2 項に相当する。CFR 草案 2 の第 11 : 106 条は、PECL 第 11 : 202 条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 108 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項は、PECL 第 11 : 203 条、第 11 : 301 条第 1 項、第 11 : 301 条第 1 項、第 11 : 301 条第 1 項、第 11 : 301 条第 2 項に相当する。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 108 条第 3 項は、PECL 第 11 : 203 条、第 11 : 401 条第 3 項および第 4 項に相当する。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 120 条第 1 項は、PECL 第 11 : 401 条第 1 項に相当する。CFR 草案 2 の第 11 : 107 条は、PECL 第 11 : 203 条を継承している。CFR 草案 2 の第 11 : 109 条は、PECL 第 11 : 301 条を継承している。CFR 草案 2 の第 11 : 117 条は、PECL 第 11 : 401 条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 112 条第 2 項、第 4 項、第 6 項は、PECL 第 11 : 204 条 a 号、第 11 : 204 条 b 号、第 11 : 204 条 c 号に相当する。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5 : 112 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 7 項は、権利を譲渡した譲渡人の保証内容を新たに定めている。CFR 草案 2 の第 11 : 108 条は、

PECL 第11：204条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：109条は、PECL 第11：302条に相当する。

CFR 草案 2 の第11：110条は、PECL 第11：302条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：118条第 1 項と第 2 項は、PECL 第11：303条第 1 項第 4 項と第11：304条に相当する。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：119条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項は、PECL 第11：303条第 3 項、第 1 項、第 2 項、第 2 項に相当している。CFR 草案 2 の第11：111条は、PECL 第11：303条を継承している。また、CFR 草案 2 の第11：112条は、PECL 第11：304条を継承している。

CFR 草案 1 は、PECL 第11：305条を継受していない。しかし、CFR 草案 2 の第11：113条は、PECL 第11：305条を継承している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：117条は、PECL 第11：306条に相当する。CFR 草案 2 の第11：114条は、PECL 第11：306条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：116条第 1 項と第 3 項は、PECL 第11：307条第 1 項と第 2 項に相当する。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：116条第 2 項は、債務者が抗弁権を行使できない場合を新たに規定している。CFR 草案 2 の第11：115条は、PECL 第11：307条を継承している。

CFR 草案 1 は、PECL 第11：308条を継受していない。しかし、CFR 草案 2 の第11：116条は、PECL 第11：308条を継承している。

CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：201条は、PECL 第12：101条に相当する。CFR 草案 2 の第11：201条は、PECL 第12：101条を修正している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：202条は、PECL 第12：102条に相当する。CFR 草案 2 の第11：202条は、PECL 第12：102条を修正している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 5：301条は、PECL 第12：201条に相当する。CFR 草案 2 の第11：301条は、PECL 第12：201条第 1 項を修正している。CFR 草案 2 の第11：305条は、PECL 第12：201条第 2 項を修正している。

CFR 草案 2 は契約の引受について、第11：302条、第11：303条、第11：304条、第11：306条の追加規定を置いている。

3. 日本法との比較から見た欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループの一般契約法のルールとアンリ・カピタン協会及び比較法協会の改定案

CFR 草案 2 における欧州契約法の指導原則について⁽⁴⁾、第 1 節は、契約自由の原則を宣言している。この原則は PECL 第 1 : 102 条および CFR 草案 1 の第 2 巻第 1 : 102 条に規定されていた。日本民法典にはこのような規定はないが、明文化する価値があると思う。

第 2 節は、契約の确实性の原則を宣言している。この原則は PECL 第 1 : 106 条や CFR 草案 1 の第 1 巻第 1 : 102 条、第 2 巻第 1 : 103 条などに規定されている。日本民法典にこのような原則を宣言している規定はないが、明文化する価値があると考えている。

第 3 節は、契約の公正さの原則を規定している。この原則は PECL 第 1 : 106 条、第 1 : 201 条、第 1 : 202 条や CFR 草案 1 の第 1 巻第 1 : 102 条、第 2 巻第 3 : 301 条、第 3 巻第 1 : 103 条、第 3 巻第 1 : 104 条などに規定されている。日本民法典第 1 条はこれらに相当する規定であるが、第 1 条の内容をこれらの諸規定のように具体化すべきであろうと考えている。

CFR 草案 2 の第 2 章以下は PECL の改定案という形式で定められている。⁽⁵⁾第 2 章は契約の成立に関する諸規定である。第 1 節は契約前の交渉過程における両当事者の義務を定めている。PECL との大きな相違点は、情報提供義務が新たに規定されたことである。この点は CFR 草案 1 の第 2 巻第 3 章にも規定されている。日本民法典にもこのような情報提供義務を規定すべきである。その他に、PECL 第 2 : 301 条を修正した CFR 草案 2 の第 2 : 101 条は適切な修正である。この修正案は CFR 草案 1 の第 2 巻第 3 : 301 条とともに日本民法典に取り入れるべきである。

CFR 草案 2 の第 2 章第 2 節は、契約の成立要件に関する一般規定を定め

(4) 注(3)前掲書、571頁以下。

(5) 注(3)前掲書、575頁以下。

ている。この諸規定は、PECL 第 2 : 101 条乃至第 2 : 107 条に対応していた。そのような諸規定は日本民法典にない。しかし、CFR 草案 1 の修正案および CFR 草案 2 の修正案を受け入れる方向で日本民法典に明文化すべきであろうと考えている。たとえば、CFR 草案 2 の第 2 : 201 条、第 2 : 202 条、第 2 : 203 条の修正案はより適切であるので、この文言を日本民法典に受け入れるべきである。CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 103 条の修正案はより適切であるので、この規定を日本民法典に取り入れるべきである。CFR 草案 2 の第 2 : 205 条および第 2 : 207 条の修正案はより適切であるので、この規定を日本民法典に取り入れるべきである。

CFR 草案 2 の第 2 章第 3 節は、契約の成立要件の中の申込と承諾に関する諸規定である。この諸規定に対応するのが、PECL 第 2 : 201 条乃至第 2 : 211 条である。CFR 草案 2 の第 2 : 302 条、第 2 : 303 条、第 2 : 304 条、第 2 : 305 条、第 2 : 308 条、第 2 : 309 条の修正案はより適切である。この文言を日本民法典に取り入れる価値がある。CFR 草案 2 の第 2 : 311 条におけるいわゆる「闘う書式」については、その文言の修正を受け入れながら CFR 草案 1 の第 2 巻第 4 : 209 条および第 1 巻第 1 : 103 条を日本民法典において十分に斟酌すべきであろう。CFR 草案 2 の第 2 : 301 条は契約の成立要件である申込と承諾の合致を明言したものである。これは合意主義を明示した規定で、日本民法典にも取り入れるべきであろう。

CFR 草案 2 の第 3 章は、代理人の代理権に関する諸規定である。第 1 節の一般規定の中で表示の種類は PECL から CFR 草案 1 に継受されていないが、CFR 草案 2 に継承されたものである。この規定の趣旨は判例・学説に委ねられているが、日本法に明文化すべきか否かを検討する余地があると思う。

CFR 草案 2 の第 3 章第 2 節は、直接代理に関する諸規定である。CFR 草案 2 の第 3 : 202 条、第 3 : 206 条、第 3 : 210 条の修正案はより適切である。第 3 : 202 条は日本民法典第 99 条に相当する。第 3 : 206 条は日本民法典第 108 条に相当する。第 3 : 210 条は日本民法典第 114 条に相当する。しかし、

これらの日本民法典の諸規定を第3：202条、第3：206条、第3：210条の文言に沿って修正し文言の明瞭化を図るべきではないかと思う。

CFR 草案2の第3：201条とCFR 草案1の第2巻第6：103条および第6：104条は、日本民法典に類似のものはない。しかし、CFR 草案2の第3：201条の修正案を十分に斟酌しつつ、CFR 草案1の第2巻第6：103条および第6：104条を日本民法典において取り入れるべきではないかと思う。

CFR 草案1の第2巻第6：107条とCFR 草案2の第3：203条は、日本民法典第113条と第117条に相当する。CFR 草案1の第2巻第6：107条とCFR 草案2の第3：203条の修正案を日本民法典において参考にすべきであろう。

CFR 草案1の第2巻第6：104条第3項とCFR 草案2の第3：208条は、日本民法典第104条乃至第107条に相当する。CFR 草案2の第3：208条の修正案はより適切である。この規定は日本民法典においても考慮しておく必要があろう。

CFR 草案1の第2巻第6：111条とCFR 草案2の第3：209条は、日本民法典第113条、第114条、第116条に相当する。CFR 草案1の第2巻第6：111条とCFR 草案2の第3：209条の修正案は重複していない。両者の修正案を統合して日本民法典に取り入れても良いのではないかと思う。

CFR 草案1の第2巻第6：112条とCFR 草案2の第3：211条は、日本民法典第111条に相当する。CFR 草案1の第2巻第6：112条とCFR 草案2の第3：211条の修正案の内容は必ずしも一致していない。しかし、両者の内容を調整しつつ、日本民法典第111条の規定をさらに詳しく定めるために利用すべきであろう。

CFR 草案1の第2巻第6：108条とCFR 草案2の第3：205条は、PECL 第3：203条をそのまま継承している。これらの諸規定は、日本民法典第100条に相当する。

CFR 草案2の第3：204条の代理人の代理権の濫用、CFR 草案2の第3：207条の複数の代理人の代理権の行使の仕方、CFR 草案2の第3：212

条の代理人の代理権と並存する本人の権利に関する諸規定は、CFR 草案 2 の追加規定である。その中で、第 3 : 204 条は、日本民法典第 110 条や第 112 条に類似する。それ以外の諸規定は、日本民法典に明文規定がないので導入しても良いのではないかと思う。

CFR 草案 2 の第 3 : 301 条は、PECL 第 3 : 302 条を修正したものである。この規定を CFR 草案 1 は継承していない。CFR 草案 1 はその他に PECL 第 3 : 303 条と第 3 : 304 条も継承していない。間接代理の概念自体が PECL や CFR 草案 2 と比較して希薄である。この点は判例・学説に委ねられているが、日本法に明文化すべきか否かを検討しておく必要があるだろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 101 条と CFR 草案 1 の第 2 巻第 7 : 101 条は、契約の取消または無効の適用範囲や適用除外に関する諸規定である。したがって、これらの諸規定は独自のものであるので、日本法にとって示唆があるわけではない。

CFR 草案 2 の第 4 : 102 条と CFR 草案 1 の第 2 巻第 7 : 102 条は、原始的不能があっても契約が無効とならないことを規定している。CFR 草案 1 の第 2 巻第 7 : 102 条は PECL 第 4 : 102 条を継承しているにすぎないが、CFR 草案 2 の第 4 : 102 条は PECL 第 4 : 102 条を大幅に修正して追加条項を定めている。内容的に見れば後者のほうが望ましい。日本民法典にはこのような該当規定はなく、判例・学説に委ねられてきた。しかし、日本民法典に CFR 草案 2 の第 4 : 102 条の趣旨を導入すべきであろう。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 7 : 213 条は一部取消に関する PECL 第 4 : 116 条を継承しているが、CFR 草案 2 の第 4 : 201 条は PECL 第 4 : 116 条を修正しつつ追加条項も加えている。改善案としては CFR 草案 2 の第 4 : 201 条の方が望ましい。この規定を日本民法典に取り入れるべきか否かを検討すべきであろう。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 7 : 201 条は錯誤に関する PECL 第 4 : 103 条を修正している。また、CFR 草案 2 の第 4 : 202 条も PECL 第 4 : 103 条を大幅に修正している。この規定は、日本民法典第 95 条に相当する。しかし、それ

それぞれの要件がかなり異なり、錯誤論として詳しい検討を要するであろう。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 202 条と CFR 草案 2 の第 4 : 203 条は、PECL 第 4 : 104 条を継承している。この規定に対応する日本民法典は、第 95 条である。

CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 203 条と CFR 草案 2 の第 4 : 204 条は、日本民法典に明文規定がない。契約の適合を認めるべきであるので、日本民法典に明文化すべきであろうと考える。その際に PECL 第 4 : 105 条を修正した CFR 草案 2 の第 4 : 204 条を受け入れるべきであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 205 条は PECL 第 4 : 107 条を修正した詐欺に関する規定である。ただし、この修正は簡略化したもので、CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 205 条の方が具体的で詳しい内容を持っている。この規定に相当する日本民法典の規定は、第 96 条である。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 205 条を斟酌しながら、日本民法典第 96 条を改正すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 206 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 206 条は強迫に関する諸規定で、日本民法典第 96 条に相当する。この第 96 条は単純な規定にすぎない。したがって、CFR 草案 2 の第 4 : 206 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 206 条の観点から、日本民法典第 96 条の規定の文言を修正すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 207 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 207 条は、日本民法典第 90 条に相当する。この一般条項の中で捉えるよりも、より具体的な規定を作って明確化すべきではないかと思う。したがって、CRR 草案 2 の第 4 : 207 条の趣旨を生かしながら、CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 207 条を参考にして、日本民法典に新たな追加規定を置くべきなのではないかと思う。

未交渉の不公平な契約条項を規律する CFR 草案 2 の第 4 : 208 条は PECL 第 4 : 110 条を修正した規定であるが、CFR 草案 1 の第 2 卷第 9 : 401 条乃至第 9 : 411 条はそれよりも詳しく修正したものである。CFR 草案 1 の第 2 卷第 9 : 401 条乃至第 9 : 411 条の方向で日本法の修正を行うべきであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 209 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 208 条は、両者とも PECL 第 4 : 111 条の文言の修正を行っている。これらの諸規定に直接関連する日本民法典の規定はない。CFR 草案 2 の第 4 : 209 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 208 条の趣旨を受け継ぎながら、日本民法典に明文化しても良いのではないかと思う。

取消の通知の仕方に関する CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 209 条は PECL 第 4 : 112 条を継承しているが、CFR 草案 2 の第 4 : 401 条は PECL 第 4 : 112 条を修正しつつ追加条項を加えている。この規定は、日本民法典第 123 条に相当する。CFR 草案 2 の第 4 : 401 条は具体的で詳しい規定であるので、この方向で日本民法典第 123 条の文言を修正すべきではないかと思う。

取消の期限に関する CFR 草案 2 の第 4 : 405 条と CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 210 条は、日本民法典第 126 条に相当する。しかし、CFR 草案 2 の第 4 : 405 条は、PECL 第 4 : 113 条を大幅に修正した示唆に富む規定である。この規定の趣旨を生かしながら、日本民法典第 126 条の内容を再考するのが良いであろう。

追認に関する CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 211 条と CFR 草案 2 の第 4 : 407 条は、日本民法典第 122 条、第 124 条、第 125 条に相当する。これらの諸規定は詳細な規定であるが、PECL 第 4 : 114 条を大幅に修正した CFR 草案 2 の第 4 : 407 条の趣旨を生かしながら、日本民法典第 122 条などの文言の再考を試みる価値があろう。

取消の効果と返還請求に関する CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 212 条と CFR 草案 2 の第 4 : 503 条は、日本民法典第 121 条に相当する。ただし、第 121 条は不当利得による返還請求を定めていない。CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 212 条と CFR 草案 2 の第 4 : 503 条のどちらも、PECL 第 4 : 115 条を基礎としながら修正を行っている。日本民法典第 121 条の文言の内容を CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 212 条と CFR 草案 2 の第 4 : 503 条の方向で修正すべきであろう。

取消と損害賠償に関する CFR 草案 1 の第 2 卷第 7 : 214 条と CFR 草案 2

の第4：506条および第4：507条は、日本民法典に直接関連する明文規定がない。日本民法典第709条以下に委ねるよりも、取消の個所で損害賠償に関する規定を持った方が良いであろう。したがって、CFR 草案1の第2巻第7：214条とCFR 草案2の第4：506条および第4：507条の両者の規定、特にCFR 草案2の第4：506条および第4：507条を十分に斟酌して日本民法典に明文化した方が良いであろう。

詐欺等からの救済の排除または制限に関するCFR 草案1の第2巻第7：215条とCFR 草案2の第4：409条は、日本民法典に直接関連する明文規定がない。しかし、その趣旨は正当であるので日本民法典第90条等の一般条項に委ねるよりも、個別的にCFR 草案1の第2巻第7：215条とCFR 草案2の第4：409条の両者の趣旨を生かして、日本民法典に明文化すべきであろう。

救済手段が重複した場合の調整規定であるCFR 草案2の第4：410条は、CFR 草案1の第2巻第7：216条よりも内容が良い。この規定も日本民法典に相当する規定がないが、導入できるのか否かを検討すべきであろう。

欧州連合諸国の重要な原則に違反する契約に関するCFR 草案1の第2巻第7：301条とCFR 草案2の第4：301条は、日本民法典に相当する規定がない。このことは、CFR 草案2の第4：302条にも当てはまる。この規定は追加条項であり、CFR 草案2の第4：301条を受けた契約の効力に関する規定である。

強行法規違反の契約の効力に関するCFR 草案1の第2巻第7：302条とCFR 草案2の第4：303条および第4：304条は、日本民法典第90条に相当する。CFR 草案1の第2巻第7：302条とCFR 草案2の第4：303条および第4：304条の両者の趣旨を汲みながら、強行法規に違反した契約の効力について弾力的な解決方法を採用すべきであろう。

CFR 草案2の第4：305条および第4：306条は、不法な契約の効力に関する判断基準を提供している。前者は追加条項であって、後者はPECL第15：103条の一部無効の場合を修正したものである。これらの諸規定は日本

民法典に直接関連するものはないが、第119条を挙げても良いであろう。CFR 草案2の第4：305条および第4：306条の趣旨を生かす諸規定を日本民法典に導入すべきであろう。

CFR 草案2の第4：307条は、不法な契約の修正の判断基準を提供している。この規定は追加条項である。日本民法典に同様な規定はない。強行法規に違反した契約の効力について弾力的な解決方法のためには、契約内容の修正は示唆に富む方法である。したがって、このような規定を日本民法典に導入すべきであろう。

CFR 草案2の第4：308条と第4：309条は、第3者の権利が関連する不法な契約とその効力に関する諸規定である。これらの諸規定も追加条項である。日本民法典に同様な規定はない。CFR 草案2の第4：308条と第4：309条の趣旨は正当であるので、日本民法典に採用すべきであろう。

取消または無効が生ずる諸場合の通知権者を規定するCFR 草案2の第4：402条は、日本民法典第120条に相当する。しかし、取消権者だけで、無効の場合は規定されていない。したがって、CFR 草案2の第4：402の趣旨を参考にして、取消または無効の場合の通知権者を正確に定めるべきであろう。

CFR 草案2の第4：403条は、CFR 草案2の第4：402とは逆に通知を受ける相手方を定めている。この規定は日本民法典第123条に相当する。しかし、明瞭な規定の仕方ではないので、CFR 草案2の第4：402と同様の趣旨で、日本民法典に新たな規定を置くべきであろう。

CFR 草案2の第4：404条は、取消または無効の裁判上の宣言に関する規定である。この規定も日本民法典に直接関連するものはない。日本民法典に導入すべきか否かを検討する価値がある。

CFR 草案2の第4：406条は、相手方の催告権を定める追加規定である。この規定に直接関連するものは、日本民法典に明文化されていない。しかし、その趣旨を理解する限り日本民法典にも明文上認めて良いのではないかと思う。

CFR 草案 2 の第 4 : 408 条も追加規定である。当事者が採りうる救済手段の選択可能性を認めている。この点は日本法において検討する余地があろう。CFR 草案 2 の第 4 : 411 条は取消の裁判上の手続きと、取消・無効と不当利得及び不法行為との関連性を規定する。後者は日本民法典第 703 条以下や第 709 条以下に相当する。

CFR 草案 2 の第 4 : 412 条は、契約内容の修正に関する CFR 草案 2 の第 4 : 307 条との関連で捉えることができる。第 4 : 307 条自体は注目すべき条項で、日本民法典に取り入れるべきことを主張した。したがって、第 4 : 412 条も日本民法典に導入すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 501 条は取消の効果と不当利得及び不法行為の関連性を述べている。この点は CFR 草案 2 の第 4 : 411 条にも規定されている。その規定は、日本民法典第 703 条以下や第 709 条以下に相当する。

CFR 草案 2 の第 4 : 502 条は救済手段の排除または制限の禁止または条件付き承認に関する条項で、日本民法典に相当する個別規定はなく、消費者契約法第 8 条乃至第 10 条がある程度である。その他に一般条項の日本民法典第 90 条を援用することができるであろう。しかし、CFR 草案 2 の第 4 : 502 条のような規定を日本民法典に取り入れても良いであろう。

CFR 草案 2 の第 4 : 504 条は、不当利得返還請求権の剝奪の根拠を明示する。日本民法典第 708 条がその規定に相当すると推測する。CFR 草案 2 の第 4 : 505 条は条項の適用関係を示しているもので、日本民法典に示唆があるわけではない。

解釈に関して、PECL 第 5 : 101 条第 2 項を若干修正しているのが、CFR 草案 2 の第 5 : 102 条である。解釈の一般原則は日本民法典に明文規定がない。それ故、CFR 草案 2 の第 5 : 102 条と PECL 第 5 : 101 条第 3 項を修正している CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 101 条第 3 項の修正条項を含めて、CFR 草案 2 の第 5 : 101 条第 1 項と CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 101 条第 1 項を日本民法典に取り入れても良いであろう。

契約以外の法律行為の解釈準則を定めた CFR 草案 1 の第 2 巻第 8 : 201

条及び第2巻第8：202条は、追加条項としてのCFR草案2の第5：103条とともに日本民法典に導入すべきであろう。

CFR草案2の第5：106条、第5：108条、第5：109条はPECL第5：104条、第5：105条、第5：107条を継承している。CFR草案1の第2巻第8：104条、第2巻第8：105条、第2巻第8：107条も同様である。これらの諸規定は、日本民法典にない。したがって、解釈の準則を明確化する意味からそれらの諸規定を日本民法典に導入すべきであろう。

CFR草案2の第5：104条は、PECL第5：102条の条項の削減を行っている。しかし、CFR草案1の第2巻第8：102条は第2項を加えて、解釈の準則を補充している。このCFR草案1の第2巻第8：102条の方を日本民法典に取り入れるべきであろう。

CFR草案2の第5：105条はPECL第5：103条を修正した条項で、この条項を継承している第2巻第8：103条よりも有益な内容である。したがって、CFR草案2の第5：105条の方を日本民法典に導入すべきであろう。

CFR草案2の第5：107条はPECL第5：105条を修正している。しかし、CFR草案1の第2巻第8：105条は、PECL第5：105条を継承しているにすぎない。日本民法典にとってCFR草案2の第5：107条の方が有益である。なぜなら相互依存の複数の契約についても言及しているからである。

内容と効果に関して、CFR草案2の第6：101条は、契約内容の決め方と内容自体に関する原則規定である。この規定は、CFR草案1にはない。日本民法典にも明文規定はない。そのことは判例・学説によって解釈論的に明らかにされているが、日本民法典にも丁寧に規定されるべきであり、CFR草案2の第6：101条は参照条文になるであろう。

契約条項の決定方法に関するCFR草案1の第2巻第9：101条は、PECL第6：102条を含んだ修正条項である。CFR草案2においても第2巻第6：102条は、契約条項、特に黙示条項の決め方を定めている。CFR草案2の第2巻第6：102条は、PECL第6：101条も含んだ規定である。内容的に見れば、CFR草案1の第2巻第9：101条の方が詳しく規定している。したが

って、CFR 草案 2 の第 6 : 102 条を斟酌しながらも、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 101 条を日本民法典に取り入れるべきではないかと思う。

CFR 草案 2 の第 6 : 103 条は、手段債務と結果債務に関する規定である。この規定は CFR 草案 1 にはなく、日本民法典にも明文規定はない。CFR 草案 2 の第 6 : 103 条を日本民法典に導入するの可否かは慎重に検討されるべきであろう。

給付の性質に関する CFR 草案 2 の第 6 : 104 条は PECL 第 6 : 108 条を修正した詳しい規定であるが、平均的性質とする点は同じである。しかし、平均的性質を決めることができない場合もあらうと推測できるので、CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 108 条の方が適切であらうと考える。したがって、この規定を日本民法典に採用すべきであると考ええる。

CFR 草案 2 の第 6 : 105 条は、PECL や CFR 草案 1 にはない。ただし、期間の定めがない場合は、PECL 第 6 : 109 条や CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 109 条第 2 項によって合理的な期間の通知を発して契約が終了する。CFR 草案 2 の第 7 : 103 条も同趣旨の規定である。しかし、CFR 草案 2 の第 6 : 105 条によれば、合理的な期間を持った契約が成立するとする。この点は示唆に富むが、一般的に日本民法典に導入するの可否かは検討を要するであらう。

CFR 草案 2 の第 6 : 106 条と CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 104 条は、PECL 第 6 : 104 条を修正している。比較価格または合理的価格の二つに言及している CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 104 条の方が詳しい規定である。この規定を日本民法典に一般規定として採用するように検討すべきであらう。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 105 条は、PECL 第 6 : 105 条を少し修正している。しかし、CFR 草案 2 の第 6 : 107 条の方は当事者が決定しない場合も追加している意味で示唆に富む。したがって、CFR 草案 2 の第 6 : 107 条を日本民法典に導入すべきであらう。

CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 106 条は、PECL 第 6 : 106 条を若干修正している。CFR 草案 2 の第 6 : 108 条も同様である。それらの修正の個所は異な

る。それらの規定の趣旨を受け継いで、日本民法典に採用すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 6 : 109 条は、PECL 第 6 : 107 条を継承している。しかし、CFR 草案 1 の第 9 : 107 条は条件を付けた修正を行っている。この規定の方が適切である。この規定を日本法においても斟酌すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 6 : 110 条は、興味深い追加規定である。日本民法典にとって参考にする価値がある。

CFR 草案 2 の第 6 : 102 条は、PECL 第 6 : 102 条とともに契約条項について規定し、PECL 第 6 : 101 条を修正している。CFR 草案 1 の第 2 巻第 9 : 102 条も大幅な修正を行っている。両者を斟酌しながら、日本民法典の中に生かすべきであろう。

契約の効果について、CFR 草案 2 の第 7 : 101 条は、事情変更の原則を規定する PECL 第 6 : 111 条を大幅に修正した。CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 110 条は同様に修正を行っている。両者の趣旨を生かして、日本民法典に採用すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 7 : 102 条は、事情変更の場合のリスク配分条項の有効性の基準を規定している。この規定も日本民法典に明文規定はない。その趣旨は正当であるので、日本民法典に導入しても良いのではないかと思う。

前述したが、期間が定めのない場合の契約の終了方法を規定した CFR 草案 2 の第 7 : 103 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 109 条第 2 項は、PECL 第 6 : 109 条を修正している。日本民法典第 591 条、第 597 条、第 617 条、第 627 条、第 663 条などが類似規定である。これらの諸規定を CFR 草案 2 の第 7 : 103 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 109 条第 2 項の観点から見直してみる価値がある。

特定の期間を持った契約の性格を規定した CFR 草案 2 の第 7 : 104 条は、日本民法典第 597 条、第 602 条、第 604 条、第 626 条、借地借家法第 3 条、第 22 条、第 38 条に類似規定がある。これらの諸規定の中に CFR 草案 2 の第 7 : 104 条の趣旨を入れるべきか否かの検討をしておくのが望ましい。

特定の期間を持った契約の延長及び更新の基準を定めた CFR 草案 2 の第

7：105条及び第7：106条は、日本民法典第603条、第604条、第619条、第629条、借地借家法第4条乃至第7条、第26条、第28条などに類似する。CFR草案2の第7：105条及び第7：106条の趣旨を考慮して、これらの諸規定の見直しを検討してみる価値があろう。

第3者のためにする契約を定めたPECL第6：110条を修正したCFR草案2の第7：107条とCFR草案1の第2巻第9：301条乃至第9：303条は、日本民法典第537条乃至第539条に類似する。これらの諸規定をCFR草案2の第7：107条とCFR草案1の第2巻第9：301条乃至第9：303条の観点から見直しをする価値がある。

CFR草案2の第7：108条は虚偽表示の効果に関する規定で、PECL第6：103条を修正している。CFR草案1の第2巻第9：201条も同様である。これらの諸規定は、日本民法典第94条に相当する。日本民法典第94条の再検討においてCFR草案2の第7：108条とCFR草案1の第2巻第9：201条を参照すべきであろう。

履行に関して、CFR草案2の第8：101条とCFR草案1の第3巻第1：106条は、PECL第16：101条を修正している。これらの諸規定に相当するのは、日本民法典第127条である。第127条を丁寧に規定し直すならば、CFR草案2の第8：101条とCFR草案1の第3巻第1：106条を参照すべきであろう。

CFR草案2の第8：102条は、不可能な条件の効力または不法な条件の効力に関する規定である。この規定は、日本民法典第132条及び第133条に相当する。これらの諸規定の見直しにおいて、CFR草案2の第8：102条第2項が参考となろう。

CFR草案2の第8：103条は、債務者の権限の行使に左右される条件の効力を規定する。この規定は日本民法典第134条に相当する。CFR草案2の第8：103条第2項は、日本民法典第134条の修正にとって役立ちうるであろう。

CFR草案2の第8：104条は、当事者の一方のための条件の当該当事者または受益者による放棄に関する規定である。日本民法典に明文規定がないが、

この規定を日本民法典に導入すべきか否かを検討する価値がある。CFR 草案 2 の第 8 : 105 条は、第 8 : 104 条とは異なって両当事者のための条件の設定の場合である。この規定も同様に日本民法典に導入すべきか否かを検討する価値がある。

CFR 草案 2 の第 8 : 106 条は、前述した CFR 草案 2 の第 8 : 101 条とは異なって将来の不確かな事実の場合ではなく、将来の確実な事実の場合である。この規定は日本民法典第 135 条に類似する。日本民法典第 135 条を丁寧に規定し直すならば、第 8 : 106 条を参照すべきであろう。

履行期の決め方を定めた CFR 草案 2 の第 8 : 107 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 2 : 102 条は、PECL 第 7 : 102 条を修正している。両者の諸規定を参考にして日本民法典に履行期の決め方に関する一般規定を置くべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 108 条は、期限の利益の放棄と履行に関する規定である。この規定は、日本民法典第 136 条や第 591 条第 2 項に相当する。これらの諸規定は、第 8 : 108 条の文言を斟酌して変更する余地があろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 109 条は期間の計算の仕方に関する準用規定で、内容的に日本民法典に示唆があるわけではない。

CFR 草案 2 の第 8 : 201 条と第 8 : 202 条は、前述した指導原則における契約の公正さの具体化である。それらの諸規定は、条件と期限に適用される信義則及び協力義務に関する規定である。日本民法典に導入する価値があるのか否かの検討を要しよう。

CFR 草案 2 の第 8 : 203 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 106 条第 4 項は、条件成就の妨害の効果に関する規定である。これらの諸規定は、日本民法典第 130 条に類似する。第 130 条の文言の修正のために、CFR 草案 2 の第 8 : 203 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 1 : 106 条第 4 項を利用することができるであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 204 条は、期限の利益の喪失の条件に関する規定である。この規定は、日本民法典第 137 条に相当する。第 137 条の規定の充実のために、この不足部分を第 8 : 204 条を参照して補充すべきであろう。

債権者の権利の保存と移転に関する CFR 草案 2 の第 8 : 205 条と第 8 : 206 条は、日本民法典第 129 条に類似する。第 129 条の再検討のために CFR 草案 2 の第 8 : 205 条と第 8 : 206 条を利用すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 207 条は、期限前の弁済の効果に関する規定である。CFR 草案 1 の第 3 巻第 2 : 103 条は PECL 第 7 : 103 条を継承しているが、第 8 : 207 条は文言の修正を行っている。修正された第 8 : 207 条を参考にして、日本民法典にも同様の規定を導入すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 208 条は、前述した CFR 草案 2 の第 8 : 101 条と関連する規定である。その規定は停止条件付き債務の履行の意義を規定したものである。第 8 : 101 条は日本民法典第 127 条の見直しにとって参考にすべきであると述べたが、この第 8 : 208 条も含めるべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 301 条及び第 8 : 302 条は、前述した CFR 草案 2 の第 8 : 101 条及び第 8 : 106 条に関連する諸規定である。第 8 : 301 条及び第 8 : 302 条は、債務の発生するまたは不発生となる時期を具体的に定めている。CFR 草案 2 の第 8 : 101 条及び第 8 : 106 条に関して述べたことは、CFR 草案 2 の第 8 : 301 条及び第 8 : 302 条にも当てはまる。前述した日本民法典の規定の見直しに際して、これらの諸規定も含めるべきである。

CFR 草案 2 の第 8 : 303 条は、債権者の権利を侵害した債務者の行為の効力に関する規定である。この規定を日本民法典に導入可能か否かを検討する必要がある。また、契約後の管理行為や利得に扱いに関する CFR 草案 2 の第 8 : 304 条の日本民法典への導入についても検討を要しよう。

CFR 草案 2 の第 8 : 305 条は、停止条件や解除条件等が付いた債務に関する危険負担に関する規定である。日本民法典第 535 条は、その規定に類似する。しかし、第 535 条は内容的に部分的なものにすぎず、第 8 : 305 条を日本民法典に採用する方向で検討すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 401 条と CFR 草案 1 の第 3 巻第 2 : 101 条は、履行地の決定方法に関する諸規定である。これらの諸規定は、日本民法典第 484 条、第 485 条、第 558 条、第 574 条、第 664 条、商法典第 516 条、608 条などに相

当する。これらの諸規定の見直しのために、CFR 草案 2 の第 8 : 401 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 101 条を利用すべきである。

CFR 草案 2 の第 8 : 402 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 104 条は、債務の同時履行に関する諸規定である。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典第 533 条である。趣旨は同じであるが、規定の仕方は CFR 草案 2 の第 8 : 402 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 104 条を参考にすべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 403 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 105 条は、選択債務と選択権に関する諸規定である。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典 406 条乃至第 411 条に相当する。

CFR 草案 2 の第 8 : 404 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 107 条は、第 3 者による弁済の効力に関する諸規定である。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典第 474 条である。この第 474 条の文言を CFR 草案 2 の第 8 : 404 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 107 条を斟酌して修正すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 405 条は、金銭の支払の方式に関する PECL 第 7 : 107 条第 2 項を削除している。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 108 条は、PECL 第 7 : 107 条を継承している。この規定の第 1 項は日本民法典への導入の余地はあるが、第 2 項は検討を要するであろう。

支払通貨の決定方法に関する CFR 草案 2 の第 8 : 406 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 109 条は、PECL 第 7 : 108 条に修正を加えている。CFR 草案 2 の第 8 : 406 条は、CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 109 条第 1 項と第 4 項に相当する。したがって、CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 109 条の方が修正内容として価値がある。日本民法典第 402 条と第 403 条の内容は、このような観点から見直しをしてもよいのではないかと思う。

CFR 草案 2 の第 8 : 407 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 110 条は、弁済の充当の方法を規定している。これらの諸規定は、日本民法典第 488 条乃至第 491 条に相当する。日本民法典で修正すべき箇所があれば、CFR 草案 2 の第 8 : 407 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 2 : 110 条を参考にすべきであろう。

CFR 草案 2 の第 8 : 408 条は、物または金銭を債権者が受領しなかった場

合における債務者の採るべき措置を規定している。CFR 草案1の第3巻第2：111条と第2：112条も同様であろう。両者とも PECL 第7：110条及び第7：111条を修正している。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典第413条、第492条乃至第498条である。日本民法典の諸規定は詳しいが、日本民法典にない部分は CFR 草案2の第8：408条と CFR 草案1の第3巻第2：111条及び第2：112条を取り入れるべきであろう。

CFR 草案2の第8：409条は、債務の履行費用の負担者を定めている。この規定は PECL 第7：112条に相当する。また、CFR 草案1の第3巻第2：113条は、PECL 第7：112条の趣旨を生かしている。この規定は、日本民法典第485条に相当する。

債務不履行の救済手段について、債権者が利用可能な救済手段の種類を定めている CFR 草案1の第3巻第3：101条は、PECL 第8：101条をほぼ継承している。また、CFR 草案2の第9：101条は文言の修正はあるが、同じくほぼ継承している。日本民法典に相当する諸規定はないが、第418条は関連するであろう。CFR 草案1の第3巻第3：101条と CFR 草案2の第9：101条の諸規定と同様の規定を採用する方向で検討する価値がある。

CFR 草案2の第9：102条と CFR 草案1の第3巻第3：102条は、一般論という形式で日本民法典にあるものではない。しかし、個別的に日本民法典第414条第4項や第545条第3項などに同じものを見出すことができる。

CFR 草案2の第9：103条は、PECL 第8：103条を継承している。しかし、CFR 草案1の第3巻第3：502条は、契約の解除の中で第2項としてその PECL の規定を修正しつつ受け入れている。方向性としては、債務不履行の単独の規定が適切であるので、CFR 草案2の第9：103条の方が良いであろう。日本民法典は第415条で債務不履行を規定している。しかし、債務不履行の条件は、CFR 草案2の第9：103条のように解釈しても良いのではないかと思う。さらにこのような規定を採用しても良いであろう。

CFR 草案2の第9：104条と CFR 草案1の第3巻第3：202条及び第3：203条は、PECL 第8：104条を修正している。このような明文規定は

日本民法典にないが、採用する価値があろう。

CFR 草案 2 の第 9 : 105 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 401 条第 2 項及び第 3 : 505 条は、履行の保証と契約の解除に関する諸規定である。このような諸規定は日本民法典に明文規定がない。それらの諸規定の合理性があるので、日本民法典に採用すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 9 : 106 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 103 条・第 3 : 503 条・第 3 : 507 条第 2 項は、相当の期間を定めた履行の催告・契約の解除・損害賠償を定めた日本民法典第 541 条や第 545 条などに相当する。これらの第 541 条や第 545 条などの解釈論は、規定自体の内容を豊富化している。ただし、CFR 草案 2 の第 9 : 106 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 103 条・第 3 : 503 条・第 3 : 507 条第 2 項は、日本民法典第 541 条や第 545 条などの明文規定の修正に益する可能性がある。

CFR 草案 2 の第 9 : 107 条は、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 104 条とともに不可抗力による債務不履行の場合の責任の有無その他の措置を規定している。このような規定は、日本民法典にない。したがって、日本民法典に CFR 草案 2 の第 9 : 107 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 104 条の両者の内容を調整しつつ導入すべきであろう。

CFR 草案 2 の第 9 : 108 条は、債務不履行の権利者側に原因があった場合の免責の有無を規定している。この規定は、PECL 第 8 : 101 条第 3 項を受け継いだ CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 101 条第 3 項と同じことになる。この規定は、日本民法典第 418 条に相当する。CFR 草案 2 の第 9 : 108 条の観点から責任自体の免除の可能性を再認識することになろう。

CFR 草案 2 の第 9 : 109 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 105 条は、救済手段を排除または制限が可能か否かまたはその条項の有効性の有無を定める。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典第 90 条や消費者契約法第 8 条乃至第 10 条である。これらの諸規定とは別に、CFR 草案 2 の第 9 : 109 条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3 : 105 条のような規定を置いても良いであろう。

債務不履行の個別的な救済手段について、CFR 草案 2 の第 10 : 101 条と

CFR 草案 2 の第10：102条は、金銭債務と非金銭債務の内容と、金銭を請求できない場合や特定履行を請求できない場合などを規定している。このような諸規定は、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：301条と第 3：302条に相当する。日本民法典には明文規定は存在しない。しかし、CFR 草案 2 の第10：101条と CFR 草案 2 の第10：102条や、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：301条と第 3：302条の趣旨を受けた明文規定を日本民法典に採用すべきであろうと考える。

CFR 草案 2 の第10：103条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：303条は、履行請求権の排除と損害賠償の両立可能性を規定する。前者では金銭債務と非金銭債務の両方を含むが、後者では特定履行だけを指している。このような諸規定は、日本民法典第414条に相当する。

CFR 草案 2 の第10：201条は、当事者の給付の保留権の条件を定める PECL 第 9：201条を継承している。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷 3：401条は、PECL 第 9：201条を修正している。日本民法典は第533条で同趣旨の規定を置いている。ただし、不安の抗弁権は規定されていない。この点と債権者の通知義務は必要な規定であると判断できるので、CFR 草案 1 の第 3 卷 3：401条を日本民法典に受け入れるべきではないかと思う。

CFR 草案 2 の第10：301条は、契約の解除の要件を定めている。この規定は、PECL 第 9：301条を修正している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：502条も PECL 第 9：301条を修正しているが、修正の仕方は CFR 草案 2 の第 10：301条の方が適切である。この規定に相当するものは、日本民法典第540条乃至第543条である。

CFR 草案 2 の第10：302条は、分割履行契約における解除の条件を定めている。CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：506条も同様である。日本民法典にこの場合の明文規定はない。したがって、CFR 草案 2 の第10：302条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：506条の内容を斟酌して、日本民法典にも同種の規定を置くべきであろう。

CFR 草案 2 の第10：303条は、契約の解除の表示の仕方を定めた PECL

第9：303条を修正したものである。CFR草案1の第3巻第3：507条も同様である。これらの諸規定は、日本民法典第540条に相当する。これらの諸規定を斟酌して、第540条の文言の修正の検討をしてもよいのではないかと思う。

CFR草案2の第10：304条は、解除権者の特定に関する規定である。この規定に相当するものは、日本民法典に特別規定はない。CFR草案2の第10：305条は、解除の相手方の特定に関する規定である。この規定に相当するものは、同様に日本民法典に特別規定がない。個々の解除権を定めた諸規定から解釈論的に導き出すことができる。特別に個別規定を置く必要はない。

CFR草案2の第10：306条は、契約の解除を裁判で主張する場合の条件を定めている。この規定に相当するものは、日本民法典に特別規定がない。日本民法典に導入する価値があるのか否かを検討する余地があろう。

CFR草案2の第10：307条は、解除が行使できる期限に関する特別規定である。この規定に相当するものは、民法典第564条乃至第566条、第568条や第570条などである。CFR草案2の第10：307条を斟酌して、日本民法典の当該諸規定を再検討してみても良いであろう。

CFR草案2の第10：308条とCFR草案1の第3巻第3：504条は、履行期前の不履行による解除の要件を規定するPECL第9：304条を修正している。これらの諸規定に相当するものを日本民法典に採用すべきであろう。

CFR草案2の第10：309条は、解除条項の性格や効力に関する規定である。この規定を日本民法典に導入すべきか否かを検討する価値がある。

CFR草案2の第10：310条は、契約の解除の効果の内容に関する規定である。この規定は、CFR草案1の第3巻第3：509条に相当する。どちらもPECL第9：305条を修正している。これらの諸規定は、日本民法典第545条に相当する。第545条の文言の明確化のためにCFR草案2の第10：310条とCFR草案1の第3巻第3：509条を考慮して修正すべきであろう。

CFR草案2の第10：311条は、解除に関する救済手段の排除または制限と信義則についての規定である。日本民法典においては第1条または第90条が

同様の機能を果たすことができるであろう。

CFR 草案 2 の第10：312条及び第10：313条は、契約の解除の結果として生ずる不当利得による返還請求権に関する諸規定である。これらの諸規定に相当する PECL は、第 9：306条乃至第 9：309条である。これらの諸規定を修正して、CFR 草案 2 の第10：312条及び第10：313条が成立している。CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：511条乃至第 3：515条が CFR 草案 2 の第10：312条及び第10：313条に相当する。これらの中で最も詳しく規定しているのが、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：511条乃至第 3：515条である。日本民法典は、第545条で抽象的に規定しているにすぎない。CFR 草案 2 の第10：312条及び第10：313条を斟酌しつつ、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：511条乃至第 3：515条を参照して日本民法典の当該規定を具体化すべきである。

CFR 草案 2 の第10：314条は、契約の解除に伴う損害賠償の可能性を規定する。この規定は、日本民法典第545条第 3 項に相当する。CFR 草案 2 の第 10：315条は第10：314条とは逆の場合で、解除権の不行使または消滅の場合の損害賠償を規定している。このような規定に関連する規定は日本民法典第 566条などで、民法典第415条等などによっても損害賠償が可能である。しかし、CFR 草案 2 の第10：315条のような規定を日本民法典に導入すべきであろう。

CFR 草案 2 の第10：401条は、債権者の代金減額請求権を規定する PECL 第 9：401条を継承している。しかし、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：601条は、PECL 第 9：401条を修正している。日本民法典第563条、第565条、第568条などが、それらの諸規定に相当する。しかし、特に CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：601条を参照して、債権者の代金減額の要件を明示しつつ日本民法典に明文化すべきであろう。

CFR 草案 2 の第10：501条は、債務不履行によって被害を受けた者の損害賠償請求権の要件を規定している。この規定は PECL 第 9：401条を継承しているが、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：701条は PECL 第 9：401条を修正して損失概念の定義規定を追加している。日本民法典第415条は、CFR 草案 1

の第3巻第3：701条のように文言を修正すべきであろう。

CFR 草案2の第10：502条は、損害賠償の内容を規定する PECL 第9：502条を継承している。CFR 草案1の第3巻第3：702条も同様である。このような規定に相当するものは日本民法典に明文規定はないが、第415条及び第416条の文言をそのように解釈することができる。しかし、そのような明文規定を置くのが望ましい。

CFR 草案2の第10：503条は、損害賠償の範囲に関する予見可能性の基準を規定している。この規定は PECL 第9：503条を継承しているが、CFR 草案1の第3巻第3：703条は PECL 第9：503条を若干修正している。いずれにせよ債務発生時を予見可能性の標準点としている。日本民法典第416条がそれらの諸規定に相当する。

CFR 草案2の第10：504条は、被害を受けた者自身に原因があった場合の措置に関する PECL 第9：504条を修正している。CFR 草案1の第3巻第3：704条も同様である。両者の趣旨は同じであるが、損害の部分という文言を使用している CFR 草案2の第10：504条の方が適切である。したがって、日本民法典第418条の文言をそのように修正すべきである。

CFR 草案2の第10：505条は、損害軽減義務に関する規定である。CFR 草案1の第3巻第3：705条も同様である。これらの諸規定は、日本民法典第418条に相当する。しかし、債務者の免責を認める損害軽減義務と債権者の費用償還請求権を採用すべきであろう。

CFR 草案2の第10：506条と CFR 草案1の第3巻第3：706条は、代替取引を行った場合の損害賠償額を定める PECL 第9：506条を修正している。これらの諸規定は日本民法典に相当するものがない。そのような規定があった方が望ましい。

CFR 草案2の第10：507条は、代替取引がなかった場合の損害賠償額を定める PECL 9：507条を修正している。CFR 草案1の第3巻第3：707条も同様である。規定の仕方は、CFR 草案1の第3巻第3：706条と同様に CFR 草案1の第3巻第3：707条の方が良い。なぜならば契約の解除の仕方に全

部と部分の両方を丁寧に定めているからである。これらの諸規定は日本民法典に相当するものがない。そのような規定があった方が望ましい。

CFR 草案 2 の第10：508条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：708条は、遅延賠償に関する PECL 第 9：508条を若干修正しているが趣旨は同じである。これらの諸規定は、日本民法典第419条、第404条、商法第514条に相当する。一律に利息を決めるよりも市場金利で決める方が公平であると考えられる。したがって、CFR 草案 2 の第10：508条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：708条の趣旨を考慮して、日本民法典の規定を再考する価値があろう。ただし、商業銀行の最優遇短期貸付の平均的な利子率である必要はない。

CFR 草案 2 の第10：509条と CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：710条は共に、違約金に関する PECL 第 9：509条を修正している。前者は減額だけでなく、増額も規定している。これらの諸規定は、日本民法典第420条に相当する。

CFR 草案 2 の第10：510条は、損害賠償と通貨に関する PECL 第 9：510条を修正している。この規定は、CFR 草案 1 の第 3 卷第 3：711条よりも適切である。日本民法典第417条、第402条、第403条は、その規定に相当するものとして挙げることができるが、当てはまっているものと評価できない。したがって、CFR 草案 2 の第10：510条のような規定を日本民法典に採用しても良いであろう。

当事者の交換について、CFR 草案 2 の第11：101条乃至第11：104条は、PECL 第11：101条乃至第11：104条を継承している。CFR 草案 2 の第11：105条乃至第11：108条は、PECL 第11：201条乃至第11：204条を継承している。CFR 草案 2 の第11：109条乃至第11：116条は、PECL 第11：301条乃至第11：308条を継承している。CFR 草案 2 の第11：117条は、PECL 第11：401条を継承している。これらの諸規定は債権譲渡に関するものである。CFR 草案 1 では、第 3 卷第 5：101条乃至第 5：120条において債権譲渡に関してルールが規定されている。これら諸規定は、PECL の諸規定を組み替えて修正を行っている。第 3 卷第 5：101条乃至第 5：120条と日本法との比較は、別稿で論じた。⁽⁶⁾

CFR 草案 2 の第11：201条は、債務引受が可能な場合を規定している。PECL 第12：101条を修正している。CFR 草案 2 の第11：202条は、債務引受が持つ新債務者の抗弁や旧債務者の担保に対する効力を定めている。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典に存在しない。これらの諸規定を参考にして、債務引受に関する諸規定を日本民法典に定めるべきであろう。

PECL 第12：201条は、契約の引受の要件に関する CFR 草案 2 の第11：301条と第11：305条によって修正されている。CFR 草案 1 の第 3 巻第 5：301条は、PECL 第12：201条を継承している。CFR 草案 1 は、この条項だけで契約の引受を律している。しかし、CFR 草案 2 は、その他に契約の引受の相手方の承諾に関する諸規定を有している。たとえば、CFR 草案 2 の第11：302条、第11：303条、第11：304条である。これらの諸規定があることによって、契約の引受の諸規定が十全なものになる。また、強行法規との関連性を規定している CFR 草案 2 の第11：306条もある。これらの諸規定に相当するものは、日本民法典にない。したがって、これらの諸規定を参考にして、契約の引受に関する諸規定を日本民法典に定めるべきであろう。

4. むすび

国際商事契約原則及び欧州契約法原則の基本構造を継承した一般契約法に関するルールとしてのアンリ・カピタン協会及び比較法協会の共通の参照枠組み草案を、欧州民事法典研究グループ及び欧州共同体私法調査研究グループが提出した共通の参照枠組み草案と比較しながら、日本法との比較を行った。この比較法的考察で示された評価は、暫定的な評価である。保険法の分野の草案を含めて、それらの両者の草案を調整しつつ共通の参照枠組みが作成される。したがって、この共通の参照枠組みと日本法との比較をする必要があるからである。また、共通の参照枠組みはヨーロッパ法の中の一部であってヨーロッパ法を代表する法理論ではない。したがって、既存のフランス

(6) 注(1)前掲, 104頁以下。

法、ドイツ法、イギリス法などの研究をする必要があるからである。このような過程を経て、日本法の発展に繋がる比較法的結論を得ることができる。

この比較の際に、特にドイツ債権法現代化法と2008年7月に新たに作成されたフランス債権法改正案は注目に値する。また、我が国にも効力のある国際物品売買条約や国際商事契約原則も同様である。

共通の参照枠組みは、2008年9月3日に採択された欧州議会の決議によれば、消費者法分野を含む契約法の諸原則になることを目指しつつ、単なる立法の道具を越えて選択可能の私法ルール (optional instrument) に結実する可能性がある。⁽⁷⁾もし実現するならば、既存の各国法と並んでEU圏内の共通の私法ルールが出来上がることになる。このような新しい状況を睨みつつ、日本法の位置づけを行う必要がある。ヨーロッパ法との比較はますます不可欠なものとなり、大きな実務的意味を持ってくるであろう。

我が国では、債権法の改正を中心にして民法改正試案が作成されている状況下にある。既存の構成国法を含めたEU法の私法原理との比較は、民法改正試案の作成のためにあるいは改正される民法の意味を探求するために高い価値があるものと判断している。EU法の私法原理に関する緻密で堅実な研究が必要とされる時が来ていると思う。

(7) European Parliament resolution of 3 September 2008 on the common frame of reference for European contract law.